

NPO 法人ぐんま地域おこし協力隊ネットワーク定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人ぐんま地域おこし協力隊ネットワークと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県桐生市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、地域おこしやまちづくりに関わる全ての人に対して、円滑な活動のためのサポート全般に関する事業を行い、群馬県の地域力を増加させることに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (11) 国際協力の活動
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (13) 子どもの健全育成を図る活動
- (14) 情報化社会の発展を図る活動
- (15) 科学技術の振興を図る活動
- (16) 経済活動の活性化を図る活動
- (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (18) 消費者の保護を図る活動
- (19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域おこしやまちづくりを行う個人や団体に対する活動サポート事業
- (2) 地域おこし協力隊制度を導入しまちづくりを推進する自治体へのサポート事業
- (3) 地域住民と地域おこし協力隊の交流促進事業
- (4) まちづくりや地域おこしを推進する活動の情報発信事業
- (5) まちづくりや地域おこしを推進する人材の育成事業
- (6) その他目的達成のために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 地域おこし協力隊会員 この法人の目的に賛同して入会し法人の活動に参加する地域おこし協力隊員
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、理事会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、規則等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上5人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会の議決及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事は理事会の議決、監事は総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、理事会又は総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 4 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 監事の選任又は解任
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事が招集するとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から起算して 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも総会の開催の日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(社員の表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号、第 52 条及び第 54 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第 5 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときには、その日から起算して 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも理事会の開催の日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事の表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は書面に代わる電磁的方法により表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条、第 37 条第 2 項及び第 39 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者、電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 41 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(財産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分等)

第 44 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

- 4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

(残余財産の処分)

第54条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第9章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とするが、正会員については当分の間これを徴収しないこととする。
 - (1) 正会員 入会金 3,000 円、 年会費 0 円
 - (2) 地域おこし協力隊会員 入会金 0 円、 年会費 60,000 円
 - (3) 賛助会員 入会金 10,000 円、 年会費 30,000 円（一口）
- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から令和6年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、設立の日から令和5年3月31日までとする。

別 表 .

役職名	氏 名	備 考
理事	岩崎 大輔	理事長
〃	鈴木 雄一	副理事長
〃	馬場 生	副理事長
〃	宇津木 信之介	
〃	丸山 茜	
〃	萩原 涼平	
監事	小池 準	

(様式例2)

役員名簿

(特定非営利活動法人の名称)
NPO法人ぐんま地域おこし協力隊ネットワーク

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無	備考
理事	岩崎 大輔		無	理事長
理事	鈴木 雄一		無	副理事長
理事	馬場 生		無	副理事長
理事	宇津木 信之介		無	
理事	丸山 茜		無	
理事	萩原 涼平		無	
監事	小池 準		無	

(備考)

- 1 「役職名」欄には、理事、監事の別を記載する。
- 2 「住所又は居所」欄には、群馬県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面により証された住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」欄には、各役員について、報酬を受ける者には「有」、受けない者には「無」を記載する。
- 4 「備考」欄には、理事長、副理事長等を記載する。

(様式例6)

設立趣旨書

1 設立の趣旨

地域おこし協力隊は、都市地域から人口減少や高齢化等の進行が著しい地域に移住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取り組みである（総務省HPより）。

この地域おこし協力隊の地域への貢献度・活躍度を測る重要な一つの指標が卒業後の地域への「定住率」である。

群馬県における令和2年度末時点での定住率は54.2%となっており全国順位30位という低い順位である。地理的条件が似通った北関東三県で比較しても低位（茨城県:28位61.8%、栃木県15位65.6%）になっている。

地域おこし協力隊の卒業後の定住のためには、隊員と受入自治体の相互理解や協力体制の構築が必要になってくるが、現状、隊員と受入自治体の1対1のやりとりだけでは円滑に進んでいない状況が散見される。

そこで、地域おこし協力隊のOB・OGを中心としたメンバーで、隊員と受入自治体の中間支援を行うことを目指しネットワーク組織を立ち上げた。OB・OGだからこそ有するノウハウや知見を生かしてサポートを行っていきたいと考えている。

その上で、この活動を一過性のものではなく持続可能なものとするため、法人格を有し、群馬県担当課とも協力しながら活動を推進していきたいと考える。

当該活動については、営利を目的にするのではなく、地域おこし協力隊の活躍を通して群馬県の地域づくりに寄与したいと考えているため特定非営利活動法人を設立するのが最適であると考えたため設立に至る。

2 設立申請に至るまでの経過

- 令和4年1月18日 任意団体ぐんま地域おこし協力隊ネットワークを設立
- 令和4年3月1日 群馬県地域創生課主催「令和3年度群馬県地域おこし協力隊メンター事業」においてメンターとして開催サポート
- 令和4年3月15日 発起人会開催
- 令和4年4月1日 設立総会開催

令和4年4月27日

NPO法人ぐんま地域おこし協力隊ネットワーク

岩崎 大輔

(備考)

特定非営利活動法人を設立するに至った動機、経緯、法人の目的、事業内容等について第三者にもわかるように要旨を記載してください。

(様式例 8)

令和 4 年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

NPO 法人ぐんま地域おこし協力隊ネットワーク

1 事業実施の方針

初年度においては、群馬県より受託予定の事業である「令和 4 年度地域おこし協力隊員募集・受入支援モデル事業」において中間支援組織として中之条町における地域おこしやまちづくりを行う個人や団体への伴走支援が主な事業計画である。

また、現役地域おこし協力隊へメンター事業については、随時メンティを募集し対応していく予定である。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数
地域おこし協力隊制度を導入しまちづくりを推進する自治体へのサポート事業	中間支援組織として、中之条町における地域おこしの活動を行う個人や団体への伴走支援	毎月 4～6 回 (7月以降)	中之条市及びオンライン	5～10 名	中之条町における地域おこし協力隊関係者や地域おこしの活動を行う個人や団体
地域おこしやまちづくりを行う個人や団体に対するサポート事業	現役地域おこし協力隊の継続的メンタリングを行うメンター事業	随時	各市町村及びオンライン	5～10 名	未定

(2)

令和4年度 活動予算書
 法人成立の日から令和5年3月31日まで
 NPO法人ぐんま地域おこし協力隊ネットワーク
 (単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	合計
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費 (3,000円×7人)	0	0
地域おこし協力隊会員受取会費	0	0
賛助会員受取会費	0	0
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	0
施設等受入評価益	0	0
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	0
4. 事業収益		
地域おこし協力隊に対するサポート事業	78,000	78,000
地域おこし協力隊受入自治体に対するサポート事業	2,581,801	2,581,801
地域おこし協力隊の交流促進事業	0	0
地域おこし協力隊に関する情報発信事業	0	0
地域おこし協力隊の人材育成事業	0	0
その他の目的達成のために必要な事業	0	0
5. その他収益		
受取利息	0	0
雑収益	0	0
経常収益計	2,659,801	2,659,801
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	1,614,560	1,614,560
法定福利費	0	0
福利厚生費	0	0
人件費計	1,614,560	1,614,560
(2) その他経費		
会議費	16,000	16,000
旅費交通費	27,500	27,500
施設等評価費用	0	0
減価償却費	0	0
支払利息	0	0
通信運搬費	22,020	22,020
雑費	50,000	50,000
その他経費計	115,520	115,520
事業費計	1,730,080	1,730,080
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	0
給料手当	0	0
法定福利費	0	0
退職給付費用	0	0
福利厚生費	0	0
人件費計	0	0
(2) その他経費		
会議費	22,110	22,110
旅費交通費	0	0
減価償却費	0	0
支払利息	0	0
その他経費計	22,110	22,110
管理費計	22,110	22,110
経常費用計	1,752,190	1,752,190
当期経常増減額	907,611	907,611
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益	0	0
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損	0	0
経常外費用計	0	0
経理区分振替額	0	0
当期正味財産増減額	907,611	0
設立時正味財産額		
次期繰越正味財産額		907,611

※その他の事業は実施を予定していません。

(様式例8)

令和5年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

NP0 法人ぐんま地域おこし協力隊ネットワーク

1 事業実施の方針

本年度においては、前年度実施したメンター事業を引き続き行い、随時現役地域おこし協力隊の悩み解決に寄与する予定である。

また、その他の特定非営利活動に係る事業予定として、従来群馬県地域創生課が主催している研修やセミナーの開催をサポートする事業を行う予定である。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数
地域おこしやまちづくりを行う個人や団体に対するサポート事業	現役地域おこし協力隊の継続的メンタリングを行うメンター事業	随時	各市町村及びオンライン	5～10名	未定
地域住民と地域おこし協力隊の交流促進事業	・情報交換会 ・交流会研修会の開催サポート	・6月上旬 ・1月下旬	未定	5～10名	群馬県地域おこし協力隊及び地域で地域づくりを行う方々
地域おこし協力隊制度を導入しまちづくりを推進する自治体へのサポート事業	地域おこし協力隊導入支援セミナーの開催サポート	10月中旬	未定	5～10名	群馬県にて地域おこし協力隊を導入もしくは導入検討している市町村

令和5年度 活動予算書
 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
 NPO法人ぐんま地域おこし協力隊ネットワーク
 (単位:円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	合計
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費 (3,000円×7人)	0	0
地域おこし協力隊会員受取会費 (60,000×3人)	180,000	180,000
賛助会員受取会費	0	0
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	0
施設等受入評価益	0	0
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	0
4. 事業収益		
地域おこし協力隊に対するサポート事業	0	0
地域おこし協力隊受入自治体に対するサポート事業	300,000	300,000
地域おこし協力隊の交流促進事業	300,000	300,000
地域おこし協力隊に関する情報発信事業	0	0
地域おこし協力隊の人材育成事業	0	0
その他目的達成のために必要な事業	0	0
5. その他収益		
受取利息	0	0
雑収益	0	0
経常収益計	780,000	780,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	350,000	350,000
法定福利費	0	0
退職給付費用	0	0
福利厚生費	0	0
人件費計	350,000	350,000
(2) その他経費		
会議費	30,000	30,000
旅費交通費	18,000	18,000
施設等評価費用	0	0
減価償却費	0	0
支払利息	0	0
講師料	100,000	100,000
雑費	20,000	20,000
その他経費計	168,000	168,000
事業費計	518,000	518,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	0
給料手当	0	0
法定福利費	0	0
退職給付費用	0	0
福利厚生費	0	0
人件費計	0	0
(2) その他経費		
会議費	22,110	22,110
旅費交通費	0	0
減価償却費	0	0
支払利息	0	0
その他経費計	22,110	22,110
管理費計	22,110	22,110
経常費用計	540,110	540,110
当期経常増減額	239,890	239,890
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益	0	0
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損	0	0
経常外費用計	0	0
経理区分振替額	0	0
当期正味財産増減額	239,890	239,890
前期繰越正味財産額		907,611
次期繰越正味財産額		1,147,501

*その他の事業は実施を予定していません。